ハラスメント防止に関する項目

　セクシュアル・ハラスメント及び男女平等教育に関する人権課題については、校長ヒアリングにおいて、各校の状況を把握するとともに、取組みの推進について指導している。

　各校のセクシュアル・ハラスメントに係る相談体制については、全ての府立学校で構築されており、今後より一層、その充実を図るとともに、未然防止や生起した場合の対応について、それぞれ「ＱＡ集」、「男女平等教育指導事例集」、「防止指針」等の活用が促進されるよう周知に努めていく。

　今年度については、12月に管理職を対象とした人権教育課題に関わる説明会等において校内研修に活用できる資料などを周知したところ。

　また、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害事象が生起した学校については、経過や対応の報告とともに、教育長と連携しながら再発防止策を検討し、職員研修等にも取り組むよう今後とも指導していく。

府教育庁では、令和２年度に実施した「教職員間のハラスメント実態把握アンケート」の結果を踏まえ、府教育センターに設置していた「ハラスメント専門相談窓口」を外部相談機関に委託するとともに、「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」に不妊治療に関する言動の典型的な例を追記するなど所要の改正を令和４年４月１日付けで行い、府立学校長・准校長あてに通知している。

教職員への周知については、職員会議での内容説明、指針の配付、掲示などの方法によって、すべての府立学校で行われていることを今年６月実施の文書調査で確認している。

また、校内相談窓口に管理職以外の教員が入っている状況についても把握している。

　引き続き、実態状況の把握に努めていく。

ハラスメント防止に関する項目

生徒の被害の状況については、人権教育実施状況調査において、相談窓口での相談件数及び人数の把握を行うとともに、生徒がより一層安全で安心して生活を送ることができる学校づくりを進めるため、悩み等の相談窓口の周知を徹底するとともに、生徒へのアンケート調査を通じて、実態を把握することが必要であると考え、平成25年度から生徒アンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」を実施している。

　また、府立学校に対する指示事項等において、相談窓口が機能するように努めるとともに、「被害者救済システム」を周知するよう、重ねて指示している。

　さらに、府立学校における、教員から生徒に対するセクシュアル・ハラスメントに関する実態を把握し、被害に迅速に対応するため、令和２年度より「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート」を実施している。

なお、アンケート配付の際にアンケートの主旨について丁寧に説明することや二次被害等が生起しないよう丁寧な対応をするよう各校に周知している。

　平成29年５月に改訂した「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために～未然防止・子どもの立場にたった適切な対応の指針～」を踏まえ、未然防止と対応に向けて、今後とも各校のシステムの確立に努めていく。

教職員のハラスメント被害については、校内の相談窓口を通じて把握し、各学校において適切に対応していただいているところ。

ハラスメント相談窓口として、教職員人事課相談窓口、大阪府職員総合相談センターのほか、これまで大阪府府教育センターに設置していたハラスメント専門相談窓口を令和４年度より外部相談機関に委託するとともに、相談時間等の拡充を行った。事案が発生した場合は、指針に基づき、関係者のプライバシーに配慮しつつ対応している。

また、教職員がハラスメントを受けた経験や教育庁・学校のハラスメント防止についての取組みが予防や解決に役立っているかなどを把握するため、府立学校の教職員を対象に、「教職員間のハラスメント実態把握アンケート」を実施し、令和３年３月にアンケート結果を公表した。

ハラスメント防止に関する項目

　令和４年４月より大阪府教育センターに設置していたハラスメント専門相談窓口を外部相談機関へ委託し、臨床心理士、公認心理士、産業アドバイザー等の有資格者を相談員として配置した。

　加えて、ハラスメント専門相談窓口の相談時間をこれまでの第１～４週水曜の14時～17時から、月曜～土曜の10時～19時までとし、相談形態もこれまでの電話や面談のほか、電子メール、ＦＡＸでの相談も可能にするなど、大幅に拡充した。

ハラスメント専門相談窓口の周知については、４月及び10月に各学校に対して、ハラスメント専門相談窓口の相談時間等が記載された案内（教職員配布用及び掲示用）を送付し、教職員に対して周知に努めるよう依頼している。

ハラスメント防止に関する項目

　相談窓口職員については、相談者のプライバシーに十分配慮しながら、相談者の立場に立ち、受容・傾聴に心がけながら聞き取り等の調査を行い、ハラスメントの問題解決を迅速かつ適切に行うよう努めていく。

　令和４年４月よりこれまで大阪府教育センターに設定していたハラスメント専門相談窓口を外部相談機関へ委託するとともに、臨床心理士、公認心理師、産業アドバイザー等の有資格者を相談員として配置し、専門的な立場で相談者の相談に応じている。

　また、校内相談窓口や教職員人事課相談窓口で受けた相談についても、必要に応じてハラスメント専門相談窓口（外部相談機関）の相談員より審査の対応等についての助言等をもらえるようになるなど、相談体制について整備を行った。

ハラスメント防止に関する項目

デジタル性暴力を含め、性被害にあった生徒の対応のあり方については、最も配慮しなければならないことであると認識している。そのため、「府立学校安全で安心な学校づくり推進事業に係る研修会―セクシュアル・ハラスメント相談窓口担当者研修会―」において、性被害にあった生徒の対応について取り上げ、管理職研修等の機会に参加について周知に努めているところ。また、人権教育担当者に対する研修の中で、「性暴力救援センター・大阪（通称SACHICO）」の周知も含め、取り上げたところ。

今後とも「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために～未然防止・子どもの立場にたった適切な対応の指針～（平成29年５月改訂）」、「男女平等教育指導事例集」等を基にした研修など、各校の実情を踏まえ、取り組むよう働きかけていく。

デジタル性暴力を含め、性被害にあった教職員への対応については、スーパーバイザーと連携し、教職員の心のケアに努めていく。

ハラスメント防止に関する項目

セクシュアル・ハラスメントに係る教職員への研修については、これまでも取り組んできたところであるが、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために～未然防止・子供の立場にたった適切な対応の指針～（平成29年5月改訂）」をもとに、性被害を未然に防止し、万一事象が起きた場合にも、被害者の立場に立ち対応するとともに、加害者に対しては、加害に至った要因を発達の過程や生活背景を含めて考えさせ、被害者の立場に立ち、人権を尊重する態度を身につけることができるような指導を行うよう、教職員に対する研修内容を検討していく。

「府立学校安全で安心な学校づくり推進事業に係る研修会―セクシュアル・ハラスメント相談窓口担当者研修会―」において、セクシュアル・ハラスメントが生起した際の被害者に対する相談のあり方や支援のあり方とともに、加害者への対応と再発防止策等について講演及びワークショップによる研修を行っている。今後も研修内容の充実に努めていく。

ハラスメント防止に関する項目

平成16年度から運用している「被害者救済システム」において、専門的な知識を有する評価委員から助言をいただいてきた。今後も専門家からの助言や評価事例を集約・整理し、未然防止・再発防止のための方策に反映していきたいと考えている。

また、人権教育実施状況調査等を通じて、「ＱＡ集」等を活用した研修や相談窓口における相談件数等の把握を引き続き行っていく。防止・対応のための校内組織体制づくりについても、「ＱＡ集」、「教職員人権研修ハンドブック」、「指針」等をもとに周知に努め、ヒアリング等を通じて各校の体制の状況を集約した上で、課題について検討していく。

ハラスメント防止に関する項目

「子どもの虐待」、「デートＤＶ」等の防止・禁止については、セクシュアル・ハラスメント防止、男女平等教育の推進、人権教育の推進における課題として認識している。

「デートＤＶ」、「ストーカー」についても、加害・被害の増加に伴い、今日的な重要課題の一つと認識している。

「子どもの虐待」及び「デートＤＶ」については、人権教育研修において、関連する法律に加え、平成30年２月に改訂した「教職員のＤＶ被害者対応マニュアル（改訂版）」と共に、管理職・教職員に周知している。

さらに、ジェンダー平等教育をテーマとする課題別研修の抗議において、デートＤＶ等について取り上げ、子どもを被害者にも加害者にもさせないよう、教職員の理解を深めている。

今後も、管理職・教職員に対する人権教育研修において、これらの課題について引き続き取りいれるよう、研修の充実に努めていく。また、教職員への法律の周知を図るとともに、生徒への指導方法については、共同研究団体等の協力も得ながら、検討を進めていく。

ハラスメント防止に関する項目

性的少数の立場にある子どもが、自分自身の在りようを否定することなく、安心していきいきと学校生活をおくることができるよう、教職員自身が性の多様性について理解を深めることが重要であると認識している。

　府教育センターにおいては、「初任者・新規採用者研修」、「10年経験者研修」及び人権教育研修において、性の多様性に関する内容を取り上げている。

　また、平成29年度に改訂した、いわゆる「セクハラガイドライン」も取り上げ、性的指向や性自認をからかう等の言動がセクシュアル・ハラスメントにあたることについて、理解を深めている。

　さらに、府教育センター作成の「人権教育リーフレット」シリーズ及び人権教育教材集「ＣＯＭＰＡＳＳ」シリーズ、大阪府教育庁作成の「性の多様性の理解のために」等を研修において紹介し、教職員の理解を深めている。

　今後とも、関係各方面のご意見等を聞かせていただきながら、研修内容の充実に努め、円滑で効果的な実施に努めていく。

　あわせて、セクシュアル・マイノリティについては、改訂された「防止指針」の趣旨に沿って、各学校の実態を踏まえ、セクシュアル・マイノリティ、SOGIに係る人権を含めて教職員研修を行うよう指導していく。加えて、12月に管理職を対象とした人権教育課題に関わる説明会の中でもセクシュアル・マイノリティの研修に活用できるDVDや啓発冊子「性の多様性の理解を進めるために」等を周知している。

　配慮を要する生徒・教職員がいる学校については、ヒアリング等により学校からの要望を聞きながら、予算の範囲内ではあるが、必要な対応に努めていきたいと考える。

教職員の負担軽減に関する項目

同性による指導が求められる業務については、必要時、同性の教職員に業務をしていただいており、例えば女子生徒の内科検診時は、女性教職員に生徒の対応業務等をお願いしているところ。

但し、特定の教職員に過度な負担が生じないよう、それ以外の場面・業務において、平準化を図っていただいていると認識している。

教職員の負担軽減に関する項目

養護教諭については、いじめや不登校、暴力行為など「心身の健康問題」を抱える生徒が多い学校などに複数配置を行ってきたところであり、今年度は53校において複数配置を行っている。

定数事情は依然として厳しい状況にあるが、今後とも定数の確保に最大限努めるとともに、各学校の状況を勘案し、適切な配置に努めていく。

教職員の負担軽減に関する項目

平成23年度より「障がいのある生徒の高校生活支援事業」をスタートし、全ての府立高校に対して、公認心理師又は臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置している。

生徒の困難な状況の背景には、心の問題とともに家庭等の厳しい状況もあることから、今年度は高等支援学校５校と府立中学校２校を含む104校にスクールソーシャルワーカーを配置している。

今後も、各学校に配置しているスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの連携を促進する等の取組みの成果について、フォーラムなどの機会を通して共有していく。